



# 長野県報

1月5日(木)  
平成24年  
(2012年)  
第2332号

## 目 次

### 告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の開設者の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の再開の届出（地域福祉課）	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室)	4
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害者支援課）	4
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（障害者支援課）	4
森林法に基づく地域森林計画の樹立及び縦覧（森林政策課）	5
森林法に基づく地域森林計画の変更及び縦覧（4件）（森林政策課）	5
保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	5
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	6
基本測量の終了（建設政策課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	8
土地改良事業計画の変更の同意（4件）（農地整備課）	8
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活環境課）	8
一般競争入札（4件）（高校教育課）	9

## 告 示

### 長野県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	未来・ケアサポート合同会社	長野県諏訪市高島1丁目25番14号フジビル201号	介護24すずらんの里	長野県諏訪市高島1丁目25番14号フジビル201号	平成23年7月16日
	株式会社テトラ	長野県上伊那郡南箕輪村2380-248	訪問介護ステーションむつらぼし	長野県塩尻市大門74-1ネストボックス103	平成23年10月1日
訪問看護	株式会社 青い空	長野県松本市篠部3816番地	訪問看護ステーションあおいそら	長野県松本市篠賀3816番地	平成23年9月1日
	株式会社あづ	長野県松本市梓川倭2689番地10	訪問看護ステーションあづ	長野県松本市梓川倭2689番地10	平成23年8月1日

	株式会社テトラ	長野県上伊那郡南箕輪村 2380-248	訪問看護ステーションむつらぼし	長野県塩尻市大門74-1 ネストボックス103	平成23年10月1日
通所介護	株式会社フジミヤ	長野県松本市島内4201番地7	やすら木の家トムテ	長野県松本市島立2026番地12	平成23年9月21日
	株式会社さらばこー <sup>ボレーショ</sup> ン	長野県長野市青木島1丁目10番地17	茶話本舗デイサービス墨坂	長野県須坂市墨坂1-19-25	平成23年9月1日
	長野医療生活協同組合	長野県長野市西鶴賀町1570番地	戸倉デイサービスゆいっこ	長野県千曲市戸倉2060番地1	平成23年9月1日
	大心創業株式会社	長野県松本市寿小赤764-10	デイサービスぽっかぽか豊科高家5号館	長野県安曇野市豊科高家3760-59	平成23年8月1日
	サンクスクリエーション合同会社	長野県安曇野市穂高有明7398-54	サンクスデイサービスさいわい	長野県安曇野市穂高5006-20	平成23年8月1日
	あづみ農業協同組合	長野県安曇野市豊科4270番地6	J Aあづみ あんしんの里「南穂高」	長野県安曇野市豊科南穂高2728-5	平成23年9月1日

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社テトラ	長野県上伊那郡南箕輪村 2380-248	居宅介護支援事業所むつらぼし	長野県塩尻市大門74-1 ネストボックス103	平成23年10月1日

## 3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	未来・ケアサポート合同会社	長野県諏訪市高島1丁目25番14号アビリ201号	介護24すずらんの里	長野県諏訪市高島1丁目25番14号アビリ201号	平成23年7月16日
	株式会社テトラ	長野県上伊那郡南箕輪村 2380-248	訪問介護ステーションむつらぼし	長野県塩尻市大門74-1 ネストボックス103	平成23年10月1日
介護予防訪問看護	株式会社 青い空	長野県松本市笛部3816番地	訪問看護ステーションあおいそら	長野県松本市笛賀3816番地	平成23年9月1日
	株式会社あづ	長野県松本市梓川倭2689番地10	訪問看護ステーションあづ	長野県松本市梓川倭2689番地10	平成23年8月1日
	株式会社テトラ	長野県上伊那郡南箕輪村 2380-248	訪問看護ステーションむつらぼし	長野県塩尻市大門74-1 ネストボックス103	平成23年10月1日
介護予防通所介護	株式会社フジミヤ	長野県松本市島内4201番地7	やすら木の家トムテ	長野県松本市島立2026番地12	平成23年9月21日
	長野医療生活協同組合	長野県長野市西鶴賀町1570番地	戸倉デイサービスゆいっこ	長野県千曲市戸倉2060番地1	平成23年9月1日
	サンクスクリエーション合同会社	長野県安曇野市穂高有明7398-54	サンクスデイサービスさいわい	長野県安曇野市穂高5006-20	平成23年8月1日
	あづみ農業協同組合	長野県安曇野市豊科4270番地6	J Aあづみ あんしんの里「南穂高」	長野県安曇野市豊科南穂高2728-5	平成23年9月1日

## 4 地域包括支援センター

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
中川村	長野県上伊那郡中川村大草4045番地1	中川村地域包括支援センター	長野県上伊那郡中川村大草4038番地3	平成23年8月1日
宮田村	長野県上伊那郡宮田村7027番地1	宮田村地域包括支援センター	長野県上伊那郡宮田村7027番地1	平成23年8月1日

地域福祉課

**長野県告示第2号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から開設者の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部 守一

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問介護	株式会社あつたか介護&福祉	長野県東筑摩郡生坂村東広津16285番地	あつたか介護	長野県東筑摩郡生坂村東広津16285番地	株式会社あつたか介護&福祉	合資会社あつたか介護	平成23年8月11日
	有限会社ウェルネスライフ	長野県千曲市上徳間606番地3号	ウェルネスライフ千曲	長野県千曲市上徳間606-3	長野県千曲市上徳間606-3	長野県千曲市上徳間507-1	平成23年9月1日

## 2 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
介護予防訪問介護	株式会社あつたか介護&福祉	長野県東筑摩郡生坂村東広津16285番地	あつたか介護	長野県東筑摩郡生坂村東広津16285番地	株式会社あつたか介護&福祉	合資会社あつたか介護	平成23年8月11日
	有限会社ウェルネスライフ	長野県千曲市上徳間606番地3号	ウェルネスライフ千曲	長野県千曲市上徳間606-3	長野県千曲市上徳間606-3	長野県千曲市上徳間507-1	平成23年9月1日

地域福祉課

**長野県告示第3号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を再開する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部 守一

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	再開年月日
訪問介護	株式会社あつたか介護&福祉	長野県東筑摩郡生坂村東広津16285番地	あつたか介護	長野県東筑摩郡生坂村東広津16285番地	平成23年9月1日

## 2 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	再開年月日
介護予防訪問介護	株式会社あつたか介護&福祉	長野県東筑摩郡生坂村東広津16285番地	あつたか介護	長野県東筑摩郡生坂村東広津16285番地	平成23年9月1日

地域福祉課

**長野県告示第4号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部 守一

**1 指定居宅サービス事業者**

## (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人あすか光寺	訪問介護サービスセンターあすか座	飯田市座光寺4021番地3	平成23年12月16日

## (2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会医療法人財団慈泉会	相澤デイサービス「結」本庄	松本市本庄2丁目10番21号	平成23年12月16日
社会福祉法人山栄会	千曲デイサービスセンター	千曲市桑原80	平成23年12月16日

## (3) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人山栄会	ショートステイ千曲	千曲市桑原80	平成23年12月16日

**2 指定居宅介護支援事業者**

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社A-line	Aワン居宅介護支援事業所	佐久市臼田1935番地	平成23年12月16日

**3 指定介護予防サービス事業者**

## (1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人あすか光寺	訪問介護サービスセンターあすか座	飯田市座光寺4021番地3	平成23年12月16日

## (2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会医療法人財団慈泉会	相澤デイサービス「結」本庄	松本市本庄2丁目10番21号	平成23年12月16日
社会福祉法人山栄会	千曲デイサービスセンター	千曲市桑原80	平成23年12月16日

## (3) 介護予防短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人山栄会	ショートステイ千曲	千曲市桑原80	平成23年12月16日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第5号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部 守一

## 育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
訪問看護ステーション あおいそら	松本市大字 笹賀3816	平成23年12月1日
たまご薬局	松本市寿豊丘644-6	平成23年12月1日
佐久穂もみの木薬局	南佐久郡佐久穂町高野町461-6	平成23年12月1日
あなん薬局	下伊那郡阿南町北條2027-1	平成23年12月1日
一ノ瀬薬局	木曽郡木祖村薮原1025	平成23年12月1日

あづみ野和厚堂薬局 安曇野市明科中川手4015-1 平成23年12月1日

堀金ファミリー薬局 安曇野市堀金烏川5052-1 平成23年12月1日

障害者支援課

**長野県告示第6号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部 守一  
育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
ヒラサワ薬局 伊那市境1069	竜東土屋薬局 伊那市境1069	平成23年 10月1日
みどり薬局松本店 松本市本庄2-6-12	さくら薬局松本本庄店 松本市本庄2-6-12	平成23年 10月1日
はやし薬局 東筑摩郡山形村5498-3	はやし薬局 東筑摩郡山形村5506-17	平成23年 11月1日

障害者支援課

**長野県告示第7号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、木曽谷地域森林計画をたてました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部森林政策課、長野県木曽地方事務所において縦覧に供します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部守一

森林政策課

**長野県告示第8号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、伊那谷地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部森林政策課、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所及び長野県下伊那地方事務所において縦覧に供します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部守一

森林政策課

**長野県告示第9号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、千曲川上流地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部森林政策課、長野県佐久地方事務所及び長野県上小地方事務所において縦覧に供します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部守一

森林政策課

**長野県告示第10号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、千曲川下流地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部森林政策課、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所において縦覧に供します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部守一

森林政策課

**長野県告示第11号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、中部山岳地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部森林政策課、長野県松本地方事務所及び長野県北安曇地方事務所において縦覧に供します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部守一

森林政策課

**長野県告示第12号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字峯4368のケ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第13号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市社字押沢口2968の1、2969の1、2995の1（次の図に示す部分に限る。）、2995の2、字才ノ神2970の1、字出口2971の1、2974の1、2975、2977、2978の1、2978の2、2982、字南沢口

2979のイ、2979のロ、2979のハ、2980、字太鼓免2981、字柳持免2983のハ、字田ノ入2998の1・2999の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3000の1、3000の2、3025、3026、3028、3029、3030の3、3031、3038・字大中尾3039から3041まで・字子持平3042の1（以上5筆について次に示す部分に限る。）、3042の2、字小北沢3073から3075まで、3082、3090の1、3090の2、3091の1から3091の3まで、3092の1、3092の2、3093のイ、3093のロ、字日向3095の1、3095のロ、3096、字日向沢3097、字南沢3101、3102、3104から3106まで、3107のイ、3107のロ、3108、3110、3112、字家前3109、字家ノ上3111、字北沢口3113、3114、字上平3278、字小平口3279から3281まで、3321、3322、字むじな窪3293の1、3293の2、字墓西3295、字家ノ下3298、字北沢3319の1、3319の2、3320、3323、字秋葉山3328の1、3328の2、3330の3

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第14号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村長島286の1、360

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第15号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東御市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第16号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡壳木村（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

壳木村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

森林づくり推進課

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び壳木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第17号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曽郡大桑村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。  
大桑村(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大桑村(次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第18号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成24年1月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
基本測量(東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量)
- 2 作業期間  
平成23年5月30日から平成23年11月30日まで
- 3 作業地域  
中野市、飯山市、下水内郡栄村

建設政策課

**長野県上田建設事務所告示第1号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年1月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年1月5日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上田丸子線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市常磐城字柏木1583番地先から 上田市常磐城字柳井1658番の2地先まで	旧	m 15.8~33.0	km 0.8560
上田市常磐城字生塚1371番の3地先 から 上田市常磐城字柳井1658番の2地先まで	新	m 15.8~24.2	km 0.1000

道路管理課